特集与

中央労福協のセーフティネット 構築・拡充にむけた取り組み

佐野 敬太郎

●労働者福祉中央協議会 事務局員

1. はじめに

中央労福協は、労働団体、労働者福祉に関わる 事業団体、生活協同組合の全国団体、全国の地方 労福協で構成され、労働者福祉運動を総合的に推 進するための中央組織である。1949年8月30日、 戦後の廃墟の中から労働組合や生協が組織の枠組 みを超えて「福祉はひとつ」で結集し誕生した。 働く人たちの福祉(幸せ)と豊かさの実現に向け て、政策や制度の改善を要求していく取り組みと、 労働者自らが関与して福祉をつくりあげていく労 働者自主福祉運動(事業)を「車の両輪」として 活動している。

現在、私たちを取り巻く状況は、一部の層への

富の集中、雇用の劣化、格差や貧困の広がり、貧困の連鎖、少子化、環境問題など、様々な観点から社会の持続性の危機が深まっている。また、社会的孤立や分断が進み、自己責任論が蔓延し、「助けて」と言えない社会の空気が強まっている。さらに、日本は仕事・住宅を失った時のセーフティネットが弱く、地域コミュニティ機能も低下しており、社会の脆弱さが相次ぐ自然災害からの復興や生活再建を困難にしている。

こうした課題認識に立ち、昨年(2019年)70周年を機に、「労福協の理念」と、次の10年の活動の指針となる「労福協の2030年ビジョン」を決定。2030年に向けて「貧困や社会的排除がなく、人と人とのつながりが大切にされ、平和で安心して働きくらせる持続可能な社会」をめざし取り組みを進めている。

中央労福協の2030年ビジョン

- 1. 多様なセーフティネットで、働くことやくらしの安心を支えます。
- 2. 労働組合と協同組合が連携・協同し、共助の輪を広げ、すべての人のくらしを生涯にわたってサポートします。
- 3. 地域の様々なネットワークで、支え合い、助け合う地域共生社会をつくります。
- 4. 労働者福祉運動を継承・持続するために、人材を育成し、財政基盤を確立します。

とりわけ、セーフティネットに関しては、①安 心できる社会保障制度やセーフティネットを強化 すること、②貧困や社会的排除をなくし、格差を 是正すること、③学びと住まいのセーフティネッ トをつくること、④支え合い、助け合いの地域共 生社会をつくること―この四つの方向性でビジョ ンの実現をめざしていく。

2. 中央労福協のセーフティネッ ト構築・拡充へむけた取り組み

中央労福協は、2005年以降の多重債務問題の改 善の取り組みの延長線上の課題として、市民団体 等とも連携して貧困・格差の是正に向けた運動に 本格的に取り組むこととなった。貧困のない社会 をめざして、セーフティネットの構築・拡充へ向 けた取り組みを紹介したい。

(1) 安心できる社会保障制度やセーフティネット の強化

失業、病気、老後への不安を解消し、子育てや 介護を社会で支えるためには、誰もが安心できる 社会保障制度やセーフティネットが欠かせない。 中央労福協は国民の安心・信頼が確保される制度 となるよう、政党および関係省庁に「政策・制度 に関する要求と提言」をとりまとめ、要請を行っ ている。

(2) 貧困や社会的排除をなくし、格差を是正

①生活保護基準の引き下げ撤回を求めて

生活保護制度は国民生活を守る最後のセーフ ティネットである。

しかし、政府は生活扶助基準を2013~2020年 にかけて2度にわたり三年連続で大幅に引き下 げ、加えて住宅扶助と冬季加算、母子加算と児 童養育加算を減額した。生活保護基準は、住民

税の非課税基準をはじめ、医療、福祉、教育、 税制など様々な施策の適用基準にも連動し、ま た最低賃金とも関連している。中央労福協は引 き下げの撤回を求め、国民生活への影響を最小 限にするよう国、自治体へ働きかけを行ってい る。

また生活保護法の2018年の改正では、国会審 議に対応し、政府や政党、関係議員への働きか けなどを行った結果、生活保護世帯の子どもの 大学進学支援の給付金を実現した。しかし後発 医薬品の使用が原則化されるなどの課題が残っ ているため、解決に向けて取り組みが必要であ

②生活困窮者自立支援制度の創設と拡充

生活困窮者自立支援制度は、生活保護受給に 至る前の段階で、生活に困っている人に寄り添 いながら自立生活を送れるよう支援するもので ある。

日本では生活保護に至る手前での支援が脆弱 なことから、新たなセーフティネットが求めら れていた。2010年から、政府のモデル事業とし て、生活困窮者や複合的な課題を抱えた方々に 対する寄り添い型の支援(パーソナル・サポー ト・サービス)がスタートし、地方労福協から 沖縄、長野、山口、徳島、新潟、千葉が参画し た。この実践をもとに、厚生労働省で制度化が 検討され、2013年に生活困窮自立支援法が成立 した。生活困窮者自立支援制度は2015年に施行 され、現在7県の労福協が事業を受託しており、 全国の労福協でも制度の定着と発展に向けて自 治体要請などに取り組んでいる。

同法の三年後の見直し議論や制度改正にあた っては、中央労福協は同事業を実施している地 方労福協の要望を集約し、厚生労働省への要 請・意見交換を行い、改正法案の国会審議でも

よりよい内容となるよう働きかけを行った。こうした取り組みもあり、2018年の改正法では、 基本理念において社会的孤立への対応や地域づくりの視点が明確になったほか、就労準備支援 事業や家計改善支援事業が努力義務化されるな ど、次のステップにむけた大きな一歩となった。 第2のセーフティネットである同制度を定 着・発展させることで、だれもが排除されず、

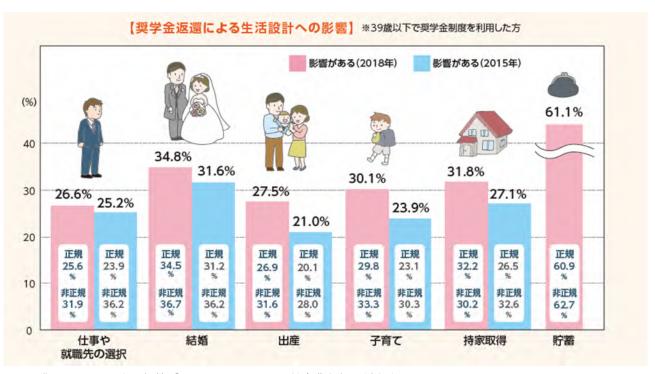
孤立せず、社会とのつながりの中で自立できる 地域づくりにつなげていくことが必要である。 中央労福協は今後とも、困窮者に寄り添った

支援活動と、貧困をなくすための運動の両面か

ら取り組んでいきたい。

(3) 学びのセーフティネットをつくる―奨学金制度改善・教育費負担軽減へー

奨学金問題は、これまで雇用の安定を前提として成り立っていた学費の負担が、近年の雇用の不安定化や低賃金、学費の高騰により私費負担が限界に達したことにより顕在化したものである。誰もが安心して学ぶ機会が保障され、いつでも学び直しができる社会を実現するため、学びのセーフティネットという観点からも中央労福協は奨学金制度改善に向けた取り組みを行っている。



出典:2018年 中央労福協「アンケートからみる教育費負担と奨学金問題」

取り組みにあたっては、実態調査として、まず「奨学金に関するアンケート調査」(2015年)を行った。その結果、多くの若者が返済の負担に苦しみ、結婚や出産、子育てにも影響を与えていることが明らかになった。

その後、給付型奨学金制度の導入等を求め、署

名活動(304万筆)、賛同集約(4,987団体、7,023名)、当事者の声の投稿呼びかけなどを立て続けに展開し、これらを政府に提出すると共に、法案の参考人質疑で意見陳述を行うなど様々な運動を展開した。その結果、2017年に給付型奨学金制度の創設が実現した。

しかし、同制度は、対象も金額も極めて限定的 であるため、その拡充を求めて、次の運動を展開。 世論の声を調査するため、「奨学金や教育費負担 に関するアンケート調査」(2018年)を実施し、 対象者の中間層への拡大、授業料の引き下げ、奨 学金返済者の軽減を働きかけ、国会の参考人質疑 においても主張した。2019年に低所得者層に限定 して給付型奨学金と授業料減免を拡充する大学等 修学支援法案が成立し、本年(2020年) 4月から 新制度がスタートした。残された課題として、中 間層への拡大、返済者の解決に向けた取り組みが 必要である。

中央労福協では、地方労福協と共に「奨学金に 関する一斉相談」を実施し、奨学金に関する様々 な悩み事にも対応している。相談内容の中には、 奨学金の返済だけでなく、複合的な困難を抱えた 方からの相談もみられ、様々なセーフティネット による救済が必要なケースもあり、奨学金問題が 単に返済者の救済や教育機会の平等といった問題 だけに留まらないことが浮き彫りとなってきた。

中央労福協のWEBサイト(「あなたの声をき かせてください」への投稿)には、低所得者層へ の支援に限った同制度への疑問の声が多く寄せら れており、制度を利用できる世帯とできない世帯 で分断が懸念され、みんなの負担軽減につながる 制度改善が強く求められている。

(4) 支え合い、助け合いの地域共生社会づくり ―ライフサポート活動・フードバンク活動―

安心して働き暮らせる社会にするためには、公 的なセーフティネットの拡充に加え、労福協、労 働組合、協同組合などによる共助のネットワーク を含めた多様で重層的なセーフティネットを構築 し、助け合い・支え合いの地域共生社会づくりを 進めていくことが重要である。

地方労福協は、地方連合会や労金、こくみん共

済coopなどとともに、地域の拠り所として暮らし にかかわる様々な相談に対応するライフサポート (くらしの総合支援)事業を行っている。現在、 46道府県で展開し、相談件数は年間約25,000件に も及んでいる。相談内容は、生活相談、労働相談 をはじめ、多重債務や生活保護相談など多岐にわ たっている。

また、食品ロスを削減しながら食のセーフティ ネットづくりにもつながる「フードバンク」につ いても、中央労福協は2010年以降、労福協のネッ トワークによる取り組みの推進や啓発活動を進め てきた。現在、地方労福協やフード連合、生協、 ワーカーズコープなどがフードバンクの運営への 参加や、食品の提供等の支援を行っている。また、 生活困窮者自立支援事業と連携した取り組みも行 われており、フードバンクの重要性が増々高まっ ている。

3. おわりに ―コロナ禍への対応―

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済、 社会、雇用、人々の生活などに、甚大な影響が及 んでいる。日本社会におけるセーフティネットの 脆弱性がこの危機において一気に浮上している状 況である。とりわけ、社会的弱者や、仕事や住ま いを失い生活困窮に陥りかねない人々、学費納入 が困難な学生や奨学金返済に苦しむ方々への支援 は喫緊の課題である。こうした方々への支援を求 めるため、中央労福協は省庁、政党に対する緊急 要請を行った。

要請後、雇用調整助成金の拡充、住宅確保給付 金の対象範囲の拡大、個人向け緊急小口資金特例 貸付の窓口拡大などの施策が実現したが、雇止め や内定取り消しの頻出、学費の納入や奨学金返済 に困難を抱える若者の増加、過大な負荷がかかる

医療・介護現場や経営の危機に直面する中小・小 規模事業者など、まだまだ問題は山積している。

またこのような状況を少しでも打開し、労働者 自主福祉としての生活・就労支援活動を促進して いくため、「ろうふくエール基金」を設置し、広 く寄付を呼びかけている(資料参照)。

同基金は、地方労福協を通じてコロナ禍で苦し む方々への緊急生活支援や就労・居住支援事業の 立ち上げ、拡充など様々な活動に対しての助成や 支援を行い、また、「生活困窮者自立支援制度」で奮闘する相談員・支援員への応援にも活用する 基金である。「ろうふくエール基金」が地域から 安心のセーフティネットを広げる起爆剤になるよ う期待する。

今後の労働者福祉運動は、労福協、労働組合、 協同組合の社会的役割の発揮や、組合員や市民の 共感を広げ参加につなげていく新たな運動手法に もチャレンジしていきたい。

資料

〇中央労福協 ろうふくエール基金 (生活・就労応援基金)

- ◆ 生活困窮者を支援する相談員にエールを!◆ 今こそ支えあい。生活・就労支援を広げよう!
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い仕事や住まいを失ったり様々な困難を抱えた人たちを支援するため、中央労福協は生活・就労応援基金(愛称:ろうふくエール基金)を設置し広く寄付を募り、地方労福協が取り組む①緊急生活支援、②困窮者支援に携わる相

談員・支援員の応援、③就労・居住支援事業の立ち上げ・拡充――を促進します。

みなさまのあたたかいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。



◆ 寄付方法 振込、クレジットカード決済 詳細は特設ページをご覧ください。 https://www.rofuku.net/rofuku-yell

